

## 平成29年度 津市地域防災計画（津波対策編）の修正箇所一覧表（案）

No.	頁	行	旧	新
1	12	25	<p>第3章 津波災害予防計画</p> <p>第3節 津波災害予防対策の推進</p> <p>8 広域避難体制の整備（危機管理部、市民部、政策財務部）</p> <p>地震、津波等の大規模災害発生時には、沿岸部等の住民が高台にある避難所へ避難することが想定され、すべての避難者を収容することが困難となります。収容しきれない他地域からの避難者を、他の避難所へ移送するため、十分な避難スペースを確保するとともに、移送体制を整備します。</p> <p>ア 移送は、徒歩又は車両を使用して行います。</p> <p>イ 状況に応じて、三重県に避難者の移送を要請します。</p> <p>ウ 市は、移送手段確保のため、民間事業者との応援協定の締結に努めます。</p> <p>エ 要配慮者に配慮し、移送先を決定します。</p>	<p>第3章 津波災害予防計画</p> <p>第3節 津波災害予防対策の推進</p> <p>8 広域避難体制の整備（危機管理部、市民部、政策財務部）</p> <p>地震、津波等の大規模災害発生時には、沿岸部等の住民が高台にある避難所へ避難することが想定され、すべての避難者を収容することが困難となります。<u>そこでオープンした津市産業・スポーツセンターを広域避難の拠点あるいは避難所としての活用を図り、建設計画中の(仮称)津市津南防災コミュニティセンターを広域避難の拠点として整備するほか、収容しきれない他地域からの避難者を、他の避難所へ移送するため、十分な避難スペースを確保するとともに、沿岸地域からの広域避難計画を策定し、移送体制を整備します。</u></p> <p>ア 移送は、徒歩又は車両を使用して行います。</p> <p>イ 状況に応じて、<u>三重県を通じて県が協定を締結している三重県バス協会</u>に避難者の移送を要請します。</p> <p>ウ 市は、移送手段確保のため、<u>大型輸送車両等を有する民間事業者との応援協定の締結に努めます。</u></p> <p>エ 要配慮者に配慮し、移送先を決定します。</p>
2	21	11	<p>第4章 津波災害応急対策計画</p> <p>第2節 津波に関する情報等の収集・伝達</p> <p>3 市民等への情報伝達（政策財務部、危機管理部、消防本部）</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 伝達の手段</p> <p>津波警報等の伝達は、以下に示す様々な手段の中から効果的な手段を用いて行うこととします。</p> <p>ア～ケ 略</p>	<p>第4章 津波災害応急対策計画</p> <p>第2節 津波に関する情報等の収集・伝達</p> <p>3 市民等への情報伝達（政策財務部、危機管理部、消防本部）</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 伝達の手段</p> <p>津波警報等の伝達は、以下に示す様々な手段の中から効果的な手段を用いて行うこととします。</p> <p>ア～ケ 略</p> <p><u>コ 緊急告知ラジオ</u></p>